

# NJ素流協 News

令和3年9月10日発行・発行所 ノースジャパン素材流通協同組合 〒020-0024 盛岡市菜園1丁目3-6（農林会館5階）  
TEL 019(652)7227 / FAX 019(654)8533 / <http://www.soryukyo.or.jp/index.html>

令和3年度合法木材等  
事業者認定更新研修会

NJ素流協は合法木材等供給事業者認定団体として、組合員を対象に認定を行つており、令和3年3月末現在の認定事業体数は、132事業者となつてゐる。認定の有効期間は3年間で、現行の認定が本年9月末で期限を迎えることから、認定更新の条件となる研修会を8月26日、27日の2日間にわたり開催した。

林業・木材産業界では違法伐採を防止し、持続可能な森林経営を行うため、業界全体で木材の合法性等の証明に取り組んでいる。

合法性証明 法律を守り、必要な手続きを行つたうえで伐採され

▼証明について  
ス 証明について  
林業・木材産業界では違法伐採  
を防止し、持続可能な森林経営を行  
うため、業界全体で木材の合法性等  
の証明に取り組んでいる。

合法性証明 法律を守り、必要な手  
続きを行つたうえで伐採された木材  
であることを証明。

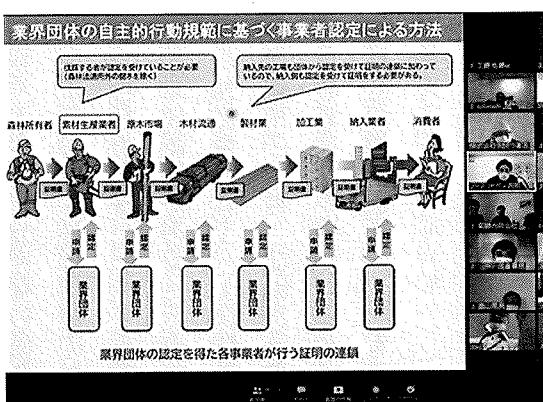
の集合研修に57事業者が、また2日目のオンライン研修には24事業者が出席した。

▼ 証明と事業者認定

▼事業者認定の要件

事業者認定の要件は、「分別管理」「書類管理」「責任者の選任」で、当組合では追加要件として、「認定申請時及び認定更新申請時の研修会受講」を定めている。事業者は、認定団体が実施する認定事業者研修に必ず出席し、合法木材取扱実績報告を毎年認定団体に提出しなければならないと定めている。

▼材の納入手順



オンラインによる事業者認定研修会

今回は新型コロナ感染症拡大防止の観点から、会場での集合研修と、ウェブ会議システムを利用したオンライン研修を併用して実施した。また講義方法についても、事前に収録した講義ビデオを視聴し、終了後のアンケート回答提出をもって、受講の確認を取ることとした。初日は、岩手県滝沢市の岩手産業文化センター・アピオで

ス発電に供されるバイオマスかとの  
ような森林・立木に由来するバ  
イオマスであるかを証明。

証明を行うことができるものは所  
属団体等から認定を受けた事業者  
で、伐採を行う事業者から、消費  
者に製品を納入する事業者に至る  
まで、各段階の認定事業者が証明

当組合では、組合員が材を納入するに当たっては、納入開始前に伐採根拠書類を提出することと定

めている。工場への納入の際には、納品書（送り状）に、材の種類や数量とともに、事前に届け出た出材地や土場名を記載することで、納入の都度証明を行う。

※これら証明に関わる書類手続きを詳しく解説するために、本誌ではコラム「肝心カナメの書類作成」を連載中。

## 研修2 「無断伐採の現状と対策について」

### (1) 無断伐採に係る都道府県調査の概要

平成28年宮崎県において、伐採届に係る事務は市町村の所管で、自治体の規模によっては大きな負担となっている。そこでリモートセンシングを活用し、衛星画像により森林の変化を監視するシステムの構築に取り組んでいる。

（2）衛星画像による伐採監視システムの概要

伐採届に係る事務は市町村の所管で、自治体の規模によっては大きな負担となっている。そこでリモートセンシングを活用し、衛星画像により森林の変化を監視するシステムの構築に取り組んでいる。

伐採届に係る事務は市町村の所管で、自治体の規模によっては大きな負担となっている。そこでリモートセンシングを活用し、衛星画像により森林の変化を監視するシステムの構築に取り組んでいる。

伐採届に係る事務は市町村の所管で、自治体の規模によっては大きな負担となっている。そこでリモートセンシングを活用し、衛星画像により森林の変化を監視するシステムの構築に取り組んでいる。

平成28年宮崎県において、伐採届の偽造により盗伐が行われるという事件があり、社会問題となつた。林野庁は平成30年から、市町村または都道府県に無断伐採の情報提供や相談があつた事案について調査を行つていている。

令和元年の調査結果は、全国で97件の事案が報告され、内訳としては、故意に無断伐採した疑いがあるものが7件、境界不明確や誤認によるものが67件、その他状況が不明なものが23件であった。地

域別には、うち九州・沖縄ブロックが45件と最も多く、その他は北海道・東北ブロックは11件などという結果だった。対策を強化した結果、大半を占める九州・沖縄の件数はやや減少したもの、その他の地域では横ばいか微増という傾向となっている。

（3）伐採届出制度の運用見直し

近年の米国グーグル社等が提供するサービスでは、衛星画像情報を高機能のツールで分析し、地図

上に可視化することができる。無り、虚偽の内容を報告した場合に罰則がある。

ところが市町村においては、届け出内容の真偽を確認するための情報や人手が十分でない場合があ

れば誰でも利用することができるため、システム整備やコスト面でも期待ができる。

令和元年度から、このサービスを活用して開発中の解析プログラムにより、伐採届データと伐採抽出地をGIS上で突き合わせ、適切な伐採が行われているかをチェックする実証を行つてている。令和4年度の、地方自治体での実装・運用を目指すとともに民間による取組も合わせて充実させていくこととしている。

さらに、令和3年6月閣議決定された改定森林・林業基本計画の内容に従い、森林經營計画の認定要件に特定の区域における植栽の必須化を盛り込むことや、届出書や報告書作成に係る伐採権者と造林権者の役割の明確化、無断伐採等に関する情報の共有等に取り組むこととしている。

研修3 「発電利用に供する木質バ

イオマスの証明のためのガイドラ

インの運用について」

近年の米国グーグル社等が提供するサービスでは、衛星画像情報を高機能のツールで分析し、地図

書や報告書を提出せずに伐採した

（1）F-T制度と「ガイドライ

## ン」について

FIT制度とは、再生可能エネルギーを普及するため、電気利用者（国民）から賦課金を徴収し、再生可能エネルギー由来の電気を固定価格とするものである。その中で、木質バイオマスエネルギーは、林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に則った由來の証明が必要となる。本ガイドラインでは、サプライチェーンの各工程で証明書を発行し、連鎖させることで由来を証明する。ガイドラインの運用は電気の買取り価格に直結することであり、厳格な運用が求められる。

## (2) ガイドラインの概要と基本

### 事項

#### ▼事業者認定の注意点

バイオマス証明の信頼性を担保するため、証明書を発行できるのは、「一定の要件を満たした業界団体により認定された事業体（認定事業体）」に限られる。適切な証明がされない場合は、最も価格の低

い建設資材廃棄物由来となる。な  
お運搬のみを担う事業者については、加工が伴わざ由來の混在が想定されない場合、認定事業者である必要がないが、複数の事業地を固定価格とするものである。その経由するなど、由來の混在する可能性がある場合には、事業者認定を受け、証明書を発行する必要がある。

屋敷林の伐採や剪定には事業者が認定は必要ないが、伐採を行う者、またはそれらの所有者自らが由來の証明書を作成し、販売先に交付しなければならない。また、自伐林家も事業者認定を受ける必要がある。

#### ▼証明書発行の注意点

証明書を発行可能なのは、実際に分別管理を行う事業者で、事業者認定を受けた者だけとなる。証明書は納入ごとに作成することが必要で、月単位等の証明は認められない。伐採を別の業者に委託する場合は、両者の関係を示す委託契約書などの書類も必要となる。

い建設資材廃棄物由来となる。な  
お運搬のみを担う事業者については、加工が伴わざ由來の混在が想定されない場合、認定事業者である必要がないが、複数の事業地を固定価格とするものである。その経由するなど、由來の混在する可能性がある場合には、事業者認定を受け、証明書を発行する必要がある。

### ▼調達区分の注意事項

大きく、間伐材等由來バイオマ

ス（いわゆる32円材）、一般木質バ

イオマス（24円材）、建設資材廃棄物等（13円材）に区分されている。

間伐等由來の「間伐」とは、うつ

閉し立木間競争が生じ始めた森林

において、材積に係る伐採率が35%

以下であり、かつ、伐採年度から起算して概ね5年後に再びうつ閉

することが確実であると認められ

る範囲内の伐採である。また、そ

うした間伐材等由來の丸太であつ

ても、製材する際にバークーで剥

離した樹皮など、他の製品を目的

に加工する場合の副産物とみなさ

れる材は一般木質バイオマスの区

分となる。さらに、保安林での林

道工事、治山工事、病虫害対策な

どでは、工事費の積算方法、補償

金の性質や立木の所有権等の条件

により区分が異なるので、事前に

確認が必要である。

間伐材等由來区分には、FIT

制度がなければ利用されない材を

納入する上で必要となるコストを

補填する意味合いがあることを踏まえると、理解しやすいだろう。

### ▼分別管理の注意

分別管理で重要なことは由來の明確化であり、出材された場所に

より分別管理は必要ない。具体的には、例えば同じ山の林分Aから

間伐材等由來、林分Bから一般木

材のバイオマスが出材し、別の山

の林分Cから間伐材由來バイオマ

スが出材した場合、林分AとCの材は山は別でも一緒に管理してよ

いが、林分Bについては分別して

管理しなければならない。

分別管理は、種類の異なる発電用木質バイオマスを明確に分けて

管理するだけでなく、第三者から

見て分別されていることが明らか

な状態を保持できるようにするこ

とが必要である。具体的には、丸

太であれば、樅の横に由來を書いた看板を立てる、図面上で伐採区

画を由來ごとに色分けし、同様の

色で丸太の木口を色付けする、土

場に場内の樅の配置図を明示する

などである。チップであれば、保

管区域を隔壁等で物理的に分けて由来を表示するなどのほか、由来や用途の違う木質バイオマスを破碎する際には、他のバイオマスとの混入を防ぐために、作業ラインの清掃も必要となる。

### ▼総務省による行政評価・監視の結果

平成29年7月、総務省により3年間にわたって実施された「森林の管理・活用に関する行政評価・監視」調査の報告書が公表された。調査対象は全国19発電設備の98納入ルート（うち間伐材由来の木質バイオマス82ルート、一般木質バイオマス16ルート）で、そのうち1発電設備2納入ルートでは、素材生産事業者等が誤った燃料区分を適用してチップ加工業者・発電事業者等に納入していた。また11発電設備29納入ルートでは、チップ加工事業者等が必要な証明書と根拠書類を入手しなかつたか、また必要な証明書を作成していなかつた。10発電設備30納入ルートでは、素材生産事業者等による証明書の

記載内容が不十分（森林の伐採箇所が未記載、市町村名までしか記載されていない、証明書と根拠書類で表記が異なっている等）で、森林の伐採箇所が照合できなかつた。

不正などが明らかとなつた場合、発電所に対しては電気価格の差額の返還や、FIT制度における発電所認定の取消等の処分が実施される可能性がある。このような事態になれば、建設費用等融資の返済が困難になることが想定される。

また瑕疵・過失が素材生産事業者やチップ加工事業者にあつた場合、発電所から損害賠償を請求される可能性もある。

昨今は再生可能エネルギーへの関心の高まりとともに、不正に対するより厳しい目線が向けられている。ガイドラインについて適正な運用を心がけ、不明な点は必ず認定団体や当協会に問い合わせ、明らかにしていただきたい。

▼「よくある質問」から

Q. 災害被災木（風倒木や立木など）の扱いについて知りたい。

A. （一社）日本木質バイオマスエネルギー協会パンフレット「災害被災木等を有効活用するための再生利用の手引き」を参考照いただきたい。

Q. 木の駅プロジェクトや自伐林家の扱いはどうなるのか。

A. 32円材、24円材の証明を行いたい場合は、いずれも出材者は認定事業者になる必要がある。

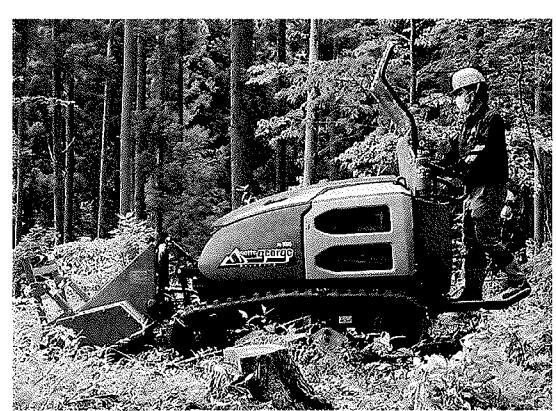
県森連や県木連等の既存認定団体から認定を受けるか、前例は少ないが木の駅プロジェクト運営者が認定団体になる方法もある。認定料金が比較的高額となるが、県外の認定団体から認定を受けることもできる。

若い人は下刈作業を体験すると林业に呼び込むために始まつた緑の雇用事業で問題になつたのが、

多目的造林機械「山もつ」とジョージ」作業実演会

令和3年7月13日、岩手県紫波町内の組合員事業地において、多目的造林機械「山もつとジョージ」

冒頭、鈴木理事長は「若い人を



筑水キャニコム製「山もつとジョージ」

作業の軽労化事業に取り組んできたが、機械化への要望も聞かれていた。今日は実際に現場で機械が動く所を見て、疑問や注文を出してほしい」と挨拶した。

「山もつとジョージ」は、ユニークな農林業用機械開発と命名で知られる株式会社ニコム（本社福岡県）が、平成30年度林野庁補助事業を活用して開発した、下刈等

根拠書類を入手しなかつたか、また必要な証明書を作成していなかつた。10発電設備30納入ルートでは、

作業を行う多目的造林機械である。クローラ走行する本体の前部のアタッチメントを付け替えることで、残材集材や苗木等運搬もできる。



実演の様子を動画撮影する参加者も



伐根を粉碎

川又正人代表取締役)の社有林に約30名が集合し、メーカー職員の解説を聞きながら、実際に小灌木を刈り払ったり、伐根を粉碎して除去する様子を見学した。

伐根を削るアタッチメント(シェーバー)には4枚の刃が取り付けられ、高さ30cm、直径30cmほどのスギの伐根を、4~5回前後往復して、端から粉碎しながら削り取った。「傾斜のきつい林地で使いこなすのは難しいのでは」との質問もあつたが、運転席自動水平保持機能で、前後左右30度程度までの傾斜地で作業できるとしている。作業条件の異なる造林地で本機の機能を活かして使いこなすには、ユザー側の工夫や提案によるさらなる改良も求められるが、機械化が最も遅れているといわれる造林作業においては、こうした機械の開発・改良と普及が待たれる。

多目的造林機械「山もつとジョー」

運転と操作は、後部のステップに立ち乗りする格好で行う。

この日は(有)川又林業(盛岡市、

川又正人代表取締役)の社有林に

ジ 作業実演会は、8月20日、山形県金山町の角三英クラフト造林地においても開催された。

形県金山町の角三英クラフト造林地においても開催された。

### フォレストワーカー研修 (岩手県林業労働対策基金)

今年度の岩手県のフォレストワーカー研修

令和2年については、死亡者数が36人(前年比3人増)、死傷者数が1,275人(前年比27人増)と増加しており、死傷年千人率もが1,275人(前年比27人増)と高くなっています。

ともに、都道府県、林業関係団体等に対し労働安全の確保について要請を行っています。

令和2年については、死亡者数が36人(前年比3人増)、死傷者数が1,275人(前年比27人増)と増加しており、死傷年千人率もが1,275人(前年比27人増)と高くなっています。

ともに、都道府県、林業関係団体等に対し労働安全の確保について要請を行っています。

### 林業労働災害の 増加について

#### お 知 ら せ

今年度の岩手県のフォレストワーカー(林業作業士)3年次集合研修の受講者は21名で、8月から11月にかけて20日間の日程で講義と実技研修が実施される予定。

今年度の岩手県のフォレストワーカー(林業作業士)3年次集合研修の受講者は21名で、8月から11月にかけて20日間の日程で講義と実技研修が実施される予定。

林野庁では、新たに「森林・林業基本計画」(令和3年6月閣議決定)において、「今後10年を目途に死傷年千人率を半減させる」目標を定めたところであり、労働災害の更なる減少を目指して補助等事業においても併せて対策を強化していくこととしています。

各事業体におかれましても災害発生防止に努めていただきたくお願いいたします。

林業労働・経営対策室による分析結果は以下のとおりです。

【林業労働災害の発生件数の増加について】(令和2年~令和元年の比)

較】

**1. 労働災害の発生状況****(1) 増加の内訳****① 死亡災害 3件増**(令和2年36件→令和元年33件)  
《特徴》

- ・集材作業時の死亡事故が増加：
- 6件増加  
(7件↑1件)

**《災害の内容》**

- ・集材用の機械（フォワーダ、グラップル等）の移動中に別の作業者が巻き込まれる、集材作業中に丸太に挟まれる等の事故が発生

**② 死傷災害 27件増**

(1,275件↑1,248件)

- ・伐木等機械に起因する事故が大幅に増加：29件増  
(56件↑27件)

**（56件↑27件）**

- ・林内現場作業の移動に伴う負傷等に区分される事故が大幅に増加

: 20件増  
(51件↑31件)

・11月以降の木材伐出作業時の事

故が増加：32件増

**2. 発生状況を踏まえた対策**

令和2年の労働災害の発生状況

(149件↑117件)

- ・50歳以上の者の木材伐出作業時の事故が増加：34件増

(430件↑396件)

- ・例年発生件数の多いチェーンソーによる切創や立木等の激突による死傷災害については減少：18件減  
(654件↑672件)

**(2) 推測される労働災害の増加の要因**

- ・労働安全衛生規則やガイドラインが遵守されていない

- ・年前半の新型コロナウイルス感染症の影響による木材需要の減少から森林整備への作業の振替えなどによって、慣れない作業に従事したこと

で慣れない作業に従事したこと

- ・高齢者は、身体機能の低下等に

- ・森林整備への作業の振替えなどによって、慣れない作業に従事したこと

- ・労働安全衛生規則やガイドラインが遵守されていない

- ・年前半の新型コロナウイルス感染症の影響による木材需要の減少から森林整備への作業の振替えなどによって、慣れない作業に従事したこと

- ・労働安全衛生規則やガイドラインが遵守されていない

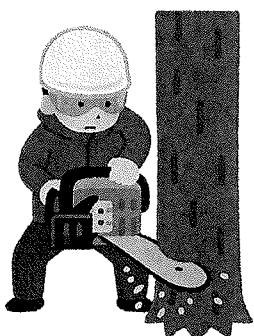
- ・労働安全衛生規則やガイドラインが遵守されていない

- ・労働安全衛生規則やガイドラインが遵守されていない

- ・労働安全衛生規則やガイドラインが遵守されていない

等を踏まえ、以下のようないくつかの対策が必要と考えられる。

- ・労働安全衛生規則やガイドラインで定められたかかり木処理の禁止事項や切創防止用防護ズボンの着用等の遵守を徹底すること
- ・高齢者は、身体機能の低下等による労働災害発生率が高まつたり、災害による休業が長期化する傾向があるため、高齢者に配慮した作業計画や作業内容、健康管理を行うなど労働災害発生の未然防止を図ること
- ・林業経営体の経営者等は、作業の実施状況を確認する安全パトロールを隨時実施することなどにより、作業員に対して安全作業を周知すること
- ・集材機械や伐木等機械、走行機械に起因する労働災害の防止に向けて、労働安全衛生規則で定められた、作業員が機械との接触を防ぐため危険箇所への立ち入りを禁止することや、機械オペレーターの安全を確保するため機械の転落や転倒を防止する措置を行ななどの禁止事項等の遵守を徹底すること



**好評・増刷!! 「ちょっと  
気になる木の話」・「耳か  
らウロコ」集中読解本**

事前に作業地の確認を実施し、無理のない作業計画書を作成して、使用する機械等の作動確認を行つた上で、作業員に作業内容や機械等の取扱方法等の講習を実施しての禁止事項や切創防止用防護ズボンの着用等の遵守を徹底すること

作業を開始すること

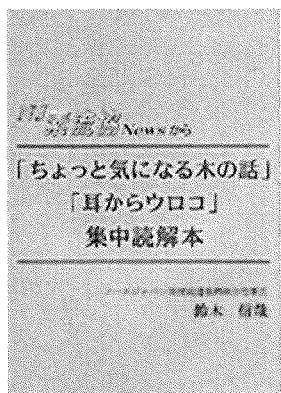
等を踏まえ、以下のようないくつかの対策が必要と考えられる。

- ・労働安全衛生規則やガイドラインで定められたかかり木処理の禁止事項や切創防止用防護ズボンの着用等の遵守を徹底すること
- ・高齢者は、身体機能の低下等による労働災害発生率が高まつたり、災害による休業が長期化する傾向があるため、高齢者に配慮した作業計画や作業内容、健康管理を行うなど労働災害発生の未然防止を図ること
- ・林業経営体の経営者等は、作業の実施状況を確認する安全パトロールを隨時実施することなどにより、作業員に対して安全作業を周知すること
- ・集材機械や伐木等機械、走行機械に起因する労働災害の防止に向けて、労働安全衛生規則で定められた、作業員が機械との接触を防ぐため危険箇所への立ち入りを禁止することや、機械オペレーターの安全を確保するため機械の転落や転倒を防止する措置を行ななどの禁止事項等の遵守を徹底すること

引き合いが強く、300部増刷しました。

N J 素流協ニュースに連載している「森林(もりの話)」、「林業(は

やしの話)」、「木材(きの話)」、「木のかんじ3人衆」を5年分まとめて読める1冊です。是非どうぞ!



定価 1,375 円(税込)

お問合せは、経営企画管理部までお願いします。

## 公共事業用材のハイシーズン到来

毎年10～11月は、公共事業の発注が増加します。発注量が4月の50倍になることもあり、土木用材のハイシーズンです。土木用材なるカラマツ小径木の需要が増加しますので確保をお願いします。

また、11月は公共建築月間と言われ、公共建築の発注も増加します。公共建築は規模が大きく特殊材が必要になります。特注材のご用命はお早めにお願い申し上げます。

## 経営継続補助金伴走支援事業の完了について

2年度第2次農林水産関係補正予算「農林漁業者のための経営継続補助金」伴走支援事業が完了しました。当組合では5組合員に補助金が交付されました。

## 10月から被害区域のアカマツの伐採が再開されます

青森県、岩手県においては、マツノザイセンチュウを媒介するマツノマダラカミキリの活動時である6～9月の間は松くい虫の被害区域において伐採を避けるよう行政の指導があるところです。10月に入ると、通常の施業が再開できます。

松くい虫被害木の納入先となる認定工場と調整のうえ「松くい虫被害木の処理期限に関する通知書(松くい虫被害木の利用駆除ガイドライン様式1)」を提出することとさ

れています。ご注意のほどよろしくお願いいたします。

## 民法・不動産登記法の改正等について

「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が令和3年の通常国会において可決し、4月28日に公布されています。

詳細については法務省ホームページを参照ください。

改正のポイントは、次の通りです。

①登記の負担軽減を目的に「相続人申告登記」が創設される

②相続登記申請は3年以内に(公布後5年以内に適用)、住所変更等所有権の変更登記は2年以内に行なうことが義務化(公布後3年以内に適用)

③共有地において不明共有者の持

分の取得等共有物の管理や変更が可能に

④急迫の場合に林地の登記の負担

軽減

⑤越境枝の切除を催告、急迫の場合は切除が可能に

※施行は令和5年4月を予定

## 高級キノコ ポルチーニの日本版



### イグチ科アカヤマドリタケ

ポルチーニは欧洲を代表するきのこですが、実は日本の山にも生えています。

日本版は数種ありますが、最も分かりやすいのがアカヤマドリタケです。

大型で色は山鳥を彷彿とさせる赤～オレンジ色、大きくなるとで

きる独特のひび割れが特徴です。

油炒め、シチュードの他、湯がいて、おろしポン酢でもいけます。味が良いうえに、乾燥・冷凍保存が利便なきのこです。

## 肝心カナメの書類作成 16

—NJ素流協Sさんによる、バイオマス材の証明についての説明はさらになります—

T「納品書を正確に記入、ですか…。実際に書くのは自分でなくしてトラックの運転手さんだからな。運搬するバイオマス材の内容がきちんと伝わるよう、何か工夫が必要かも。ちょっとと考えてみます。」

S「おお、バイオマス証明の仕組みや内容、重要性をご理解いただきましたねーぜひお願ひします。

さてここからは、証明の内容と並んで重要な事柄である、事業者認定についてお話しします。林野庁ガイドラインにおいて、木質バイオマスを取り扱う者は、原則として認定団体から認定を受けなければならないとされていて、認定を受けた事業者を「認定事業者」と呼んでいます。認定事業者が行う事柄は4つあります。(1)バイオマス材の分別管理。この必要性や重要性は既にお話ししていますね。区分の異なるバイオマス材を明確に分けて管理すること、それを作り出せるように表

示することが求められます。(2)バイオマス証明の発行。バイオマス証明は、認定事業者でないと発行できません

いとされています。(3)関連する書類の管理。—この—でいう書類とは、伐採段階の伐採根拠書類や、入手した素材等のバイオマス証明書、出入荷や在庫管理のための書類があたり、紙面にて5年間の保管が必要とされています。(4)責任者を定める。役職を問わず、材の分別管理や書類の適切な管理を行う上で実効性のある人物を選定いただきたいです。

認定を受けようとする事業者は認定団体に申請を行います。そして認定団体の取り決めによる審査を経て、認定事業者となり個別の認定番号が付与されます。以降は取り扱うバイオマス材の証明を発行することができますが、認定事業者であることを示すため、認定番号の記載が必要です。当組合のように納品書が証明書を兼ねる場合、納品書にも省略せずに正確な認定番号を記入いただかなければなりません。運転手さんは、材の内容と併せて認定番号も確実にお伝えくださいね。」

（つづく）

# NJ素流協 News

## おかげさまで創刊200号を達成！

平成16年4月の創刊から、おかげさまで記念すべき200号を発行することができました。

これもひとえに、組合員のみなさま、業界関係団体のみなさま、そして取材にご協力いただいた方々、読者のみなさまのご支援のおかげでございます。あらためて心よりお礼申し上げます。

これからもご期待に沿えるよう、いつも努力し続けてまいりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。



## ちよつと気になる木の話

62

### 今、話題のサプライチェーンマネジメント

#### 「産学官」誰も触れないネックとは?!

本格的な国産材利用時代に入り、

大量需要に対応した大量供給等のサ

プライチエーンマネジメントが必要  
との認識が高まっている。川上と川

中を結ぶため、組織化、ICT化等、  
多様な取り組みが紹介されている。

今回は、その中で、「産学官」誰も触れ  
ないネック?について考えてみよう。

まず初めに、中小の製材工場、チッ  
プ工場に多い事例である。山から・  
中間市場からの距離が短い方が運賃

は安く、近くの工場の方が納入条件  
は有利である。

しかし、近くの工場で、納入単価  
が高くても納入しないケースが多々  
ある。理由は?と聞くと、「昔から親  
同士が大猿の中では…となる。とり  
わけ、同じ集落、同じ町村内にその  
ケースが多い。過去に何かあったか

は別として、世代交代のタイミング  
とか、仲人をつけてとかで仲直りが  
必要である。丸太流通業者が買い取っ  
てサプライすることも可能であるが、  
納入先を本人が理解した上で…が鍵  
である。

次に、クレーム処理事案の長期化  
である。当組合でも、あそこの工場  
は、この品質なら取引単価も良いし、  
納入を勧めるケースがあるが、「あそ  
こは絶対に行かないし、納入しない」  
とハッキリと拒絶されることが多々  
ある。「納入丸太にクレームをつけら  
れ、持ち返された」、納入後に、「多  
額の値引きをされた」などの理由が  
あげられる。

この結果、「もう10年も行っていな  
い」、「二度と行かない」となってい  
る。これは、複数の川上業者の声が  
一致した工場であるが、詳しく聞く  
と、工場ごとに特定の人の話題であ  
る。そこで、説得材料は、「もう、そ  
の人は居ない。」、「もう、その人は受  
入れ担当ではない。」、「もう、社長が

代わっている。」である。もちろん、  
当組合員の伝票で納めれば、クレー  
ムは当組合なので」と当組合の存在  
意義も説明している。

そこで、説得して一回行ってみる  
と「そうだね!」と納得し、常連と  
なる途が開けてきている。しかし、  
最も難しいのは原木運送業者である。  
素材生産者に頼まれて運んでいるだ  
けなのに、品質のクレームを原木運  
送業者の運転手さんに言えれば、更に  
解決の途が難しくなるのである。と  
にかく川中の工場は、受入れ担当の  
性格・話し方をよく見極めて人選す  
ることが最大の教訓である。私の持  
論だが、この手の問題は、注意・教  
育しても簡単にはいかず、本来の気  
質が大きい。

更に、最近多いのが、丸太を降ろ  
す敷地内でのローダーの運転手さん  
とのトラブルである。大型工場では、  
常にローダーが動いていて、原木ト  
ラックの進入・荷下ろしと場所的に  
被ってしまうケースが多い。お互い  
に大きな騒音の中、安全問題にもな  
り、喧嘩が始まると声が大きくなる。

工場の上司が出てきて仲直りさせる  
場合もあり、あの工場には行きたく  
ない理由になる。これは人柄とい  
うよりは、工場内の作業動線をキツ  
チリ整備すれば解決はできる。  
こうしたネック解消の優良事例?  
とある木質バイオマス工場では、  
事務所の前に重量計を用意してあり、  
原木トラックが入ってくると、外部  
スピーカーから「今日も〇〇運送様、  
ありがとうございます。」、帰りの空  
車が来ると「バ)くろうさまでした。  
次もよろしくお願いいたします。」の女  
性の事務員さんの声が流れる。色ん  
な店舗でよくあることだが、ある意  
味、お客さんなので、工場も同様か  
な。中には、運転手さんに缶コーヒー  
を届けるケースもある。とある工場  
には、運転手さん専用の無料飲料自  
動販売機もあった。

色々書いたが、お互いに気持ち良  
い川上と川中のサプライチェーンマ  
ネジメントが必須である。「材が足り  
ない。(納入先がない。)」と、困って  
いる時、「納入してくれた(させてく  
れた)」ら感謝である!!

## 令和3年8月分の販売実績

樹種	合板・LVL用			製材・集成材・その他用			計		
	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)	当月出荷量 (m³)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	11,931	100.1	154.1	12,641	100.6	238.3	24,572	100.4	188.3
カラマツ	1,525	88.1	54.5	2,118	71.7	2,345.5	3,643	77.7	126.1
アカマツ	2,470	177.0	111.1	91	115.7	31.7	2,561	173.7	102.0
その他	16	*	*	248	89.9	57.9	264	95.7	61.6
合計	15,942	106.0	124.9	15,097	95.1	247.1	31,039	100.4	164.4

樹種	燃料用		
	当月出荷量 (t)	前月比 (%)	前年同月比 (%)
スギ	2,085	49.5	58.0
カラマツ	4,572	179.5	145.0
アカマツ	775	192.1	549.1
その他	523	362.9	789.9
合計	7,955	108.8	114.4

注) \*印は前月又は前年同月実績がなかったことを示す。

樹種	今年度累計			
	合板・LVL用 (m³)	製材・集成材 ・その他用 (m³)	計 (m³)	燃料用 (t)
スギ	57,151	56,315	113,467	17,560
カラマツ	8,073	10,877	18,950	15,252
アカマツ	12,530	2,393	14,923	6,303
その他	19	1,617	1,637	1,495
合計	77,774	71,202	148,977	40,611
目標達成率(%)	34.6	43.2	38.2	31.2
計画量	225,000	165,000	390,000	130,000

## 【令和3年8月の需給動向】

●7月後半から8月前半に降った大雨の影響もあり出材が低下、更に原本不足に拍車がかかる。

●用材の引き合い更に強くなり8月から各社、揃って値上げし素材集荷に努めている。

●この素材不足は年内続く状況のため、この高値傾向の価格帯は当面続くと予測する。

## 耳からウロコ

日本一の高額納税者逸話  
—林業・木材関係社のお話—

日本一の高額納税者といえば、松下幸之助や孫正義など巨大企業の創設者が多いが、林業・木材関係者も何人かいる。その中でも、最も有名なのは、長谷川萬治商店の長谷川萬治氏の3年間1位(1973～1975)となっている。東京・木場の木材問屋として有名であるが、長谷萬コレクションといわれた銘木は、1977年発足の日本住宅・木材技術センターに寄贈され、現在は、銘木館として一般公開している。この種の団体で公益財団法人を名乗るのは珍しいが、財団の意味は、このコレクションが由来である。当時、財団の番頭さんは、東京で全銘展を開催していた時代であり、北海道の南富良野町金山にまで出荷のお願いに来ていた。その時、色々な話を聞いた。話の中で、当主が亡くなつた時に、外出したまま木場の同業者の息子さんの林野庁職員が来ていて、「コレクションを林野関係に寄贈してほしいと…」、息子さんは、「先ず、父親の顔を見るのが…」当たり前だよね。と感じたところである。

創立者の多田清氏は昭和17年度、木炭普及促進大会「大臣表彰」、昭和37年大日本山林協会植林者功労表彰賞を受けている。やっぱり林業関係者である！

多田氏の話をもうひとつ、勝山大仏をつくる頃、隣の大野市の職員から聞いた話である。「隣町の大野市なんで、いくらかでもご協力を」と大阪市の会社へ伺つたところ、「小切手を切つてくれた」、金額を見たら「ケタが違う」と心の中でつぶやき、紛失しないよう電車の中でドキドキしていたと…。ビックリするような逸話である。

次は、大阪相互タクシーの多田氏である。出身地である福井県勝山市に勝山大仏をつくったことで有名である。でも、私が京都府の京北町に勤務していた時に、相互林業という大

「林業関係者なの?」、私が「林業関係者なの?」と疑問に思っていた。調べてみると、日中戦争の頃から、石油不足を予測して、木炭自動車の開発を進め、多田式木炭自動車を完成させた。本当に石油が不足して、600台もの木炭自動車をつくり、一世風靡したという。この後に植林事業を行つたという。高度経済成長期には、土地の価格も上がり、先見の目があつたと語り継がれていふとか。

多田氏の話をもうひとつ、勝山大仏をつくる頃、隣の大野市の職員から聞いた話である。「隣町の大野市なんで、いくらかでもご協力を」と大阪市の会社へ伺つたところ、「小切手を切つてくれた」、金額を見たら「ケタが違う」と心の中でつぶやき、紛失しないよう電車の中でドキドキしていたと…。ビックリするような逸話である。